
第2回 笠間市景観計画検討委員会

【議事録】

日 時 令和元年7月3日(水) 10時00分～12時00分
場 所 笠間市役所本所 2階 庁議室
出席委員 熊澤 貴之委員長, 野上 寛子副委員長, 幾浦 忠男委員, 藤吉 智司委員,
吉武 和治郎委員, 岡村 浩委員, 本間 敬委員, 鯉淵 宏一委員(代理出席: 渡邊
道路整備第二課長)
事 務 局 都市建設部長 吉田 貴郎
都市計画課長 横山 孝夫, 課長補佐 伊藤 浩, 主査 田中 英樹, 係長 藤枝 諭,
主幹 小薬 翔太郎

【次第】

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 報告事項
(1) 前回の振り返り及び協議結果について
(2) 景観に関するアンケート調査結果の報告について
- 4 協議事項
(1) 景観計画の策定方針について
- 5 閉会

報告事項

・ここからは、笠間市検討委員会設置要綱第6条第1項の規定により、委員長が進行を務める。

- (1) 前回の振り返り及び協議結果について
- (2) 景観に関するアンケート調査結果の報告について
委員長：前回の振り返り及び協議結果、さらに景観に関するアンケート調査結果の報告について、事務局から説明を願いたい。

事務局：(配布資料②, ③, ⑥を用いて説明)

～質疑・意見等～

委員長：

景観阻害要因について、アンケート調査では31.7%の方が空家・空店舗について懸念している状況だが、空家・空店舗については別の協議会などで取り組んでいるのか。

事務局：

都市計画課内に空家政策推進室があり、空家の除却、リフォームの補助金や条例・法令に基づく勧告や指導を進めているところである。また、空家バンクという取り組みも始まっており、空家の有効活用を図る取り組みなど、多彩に取り組んでいるところである。

委員長：

併せて、太陽光発電施設については、どのような状況か。

事務局：

太陽光発電施設については、一定規模以上のものは、条例により開発申請と同様の申請をしていただき、こちらで把握や指導をしていく体制をとっている。一定の条件を満たしていること拒否はできないため、安全上の審査等をしたうえで許可している。その中に景観に関する項目は無いため、景観計画の中で補足していく形になる。

委員長：
開発許可の中で運用しているのか。

事務局：
敷地が一定規模以上の場合には開発指導要綱の適用となるが、市の独自条例で地域住民の方と合意形成をはかる、説明会等を開催することが定められている。

委員長：
太陽光発電施設は、維持管理が今後問題になってくる。業者の撤退や破損した際、斜面を切り開いて建設しているため、土砂災害の危険性もある。太陽光発電施設の維持管理については大事な問題であるため、今後も検討していただきたい。

事務局：
現在は規制する法的制度がないため、手法についても、景観を維持する観点で適正な管理方法等をご検討いただけたらと思う。

委員：
駐車場や空地になっている場所について、笠間市外在住者の空地に雑草が生い茂っている状況だが、市は対応しているか。

事務局：
空地については、近隣の方からの苦情があった場合、環境保全課にて土地所有者へ連絡などの対応をしている。

委員：
連絡しているのは承知だが、その後、もっと市のほうで積極的な対応をしてもいいのではないかと考えている。そのあたりは担当課でないと分からないか。

事務局：
今回ご意見いただいたことをふまえ、庁内検討会議に下ろしていきたい。

委員：
空地は耕作放棄地と同じ問題になってくると思う。広い場所なら良いが、住宅地の中に耕作放棄地がある場合、景観も阻害するし、冬は火災の恐れもある。きちんとした対応が急がれる。

事務局：
景観計画を策定する中でも、それぞれの施策内容をこれから検討していくこととなるため、耕作放棄地については農政課、空地については環境保全課など、横断的に対応ができるような施策を検討していく。

委員：
「樹林地・樹木の伐採」という項目があるが、具体的にはどういうことか。

事務局：
この選択肢を入れた意図としては、開発により樹木が伐採されてしまう、伐採されたままになってしまう、ということである。

委員：
市内の山林では、手入れされずに枯れ木になっている、あるいは枯れそうになっている木がたくさんある。そういうところの問題は出てこなかったのか。

事務局：
樹林地というところで含みを持たせている。詳細な内容は設問中に記載していないため、そういった部分を想定して回答していただいていると受け止めている。

委員：

屋外広告物については、道路沿いに巨大な広告物があり、強風時には危ないのではないかと
思う。景観だけでなく、安全面から規制するということはあるのか。

事務局：

屋外広告物についても都市計画課で担当しているが、実情を申し上げますと、現在掲出されて
いる屋外広告物のほとんどが届出されていない。そのため、昨年度から届出がないものについ
て調査や是正の指導を行っているところである。届出制度では、色彩や大きさ等、一定の基準
にのっとり、掲出可能な場所などかを含めて申請していただくが、その中に適正管理という
項目もある。現在は県条例に基づき、申請・届出を行っていただいているが、笠間市の地域特
性に応じて市の独自条例を定めていきたいと考えている。

委員長：

市独自の条例を定めていくことで、認知・普及にもなっていくと思うので、屋外広告物に関
する条例や太陽光発電施設に関する制限の強化は、ぜひ考えていただきたい。

委員：

笠間駅前の景観について、駅前の空ビルに関する対策はどのようなものを行っているのか。

事務局：

駅前で景観対策というものは、現在あまりとられていない。空家等であれば駅前に限らず同
様の措置をとっていくが、景観という面での手法としては、ほかに地区計画で制限をかける
というものが、現在笠間稲荷神社の門前通りで行われている。しかし地区計画の外では対策
が取られていない現状のため、今回の計画の中で、適宜対応していかれたらと考えている。

委員：

市内の他の駅がきれいになっていくなかで、笠間駅は古い建物だが味わいがある。笠間駅の
ホームに入ったときに広がる景色には素晴らしいものがあり、維持されていくのが良いと思う。
しかし、電車を降りたときに正面に見える場所に空ビルがあり、窓ガラスが今年の台風で落下
した等の話も聞いている。観光地であり、JR や高速バスの降車など笠間市の入り口となる場所
であるため、景観計画も含めて対策を進めていただきたい。

事務局：

景観計画の中には、市・事業者・市民のそれぞれの役割を盛り込んでいきたいと考えている
ため、その中で検討していきたい。

委員：

空家・空地・耕作放棄地という話があるが、個人的には、期限を切って、その期限内に対応
しなければペナルティ等があってもよいと思っている。

事務局：

ペナルティがつけられるかどうかについては、関係機関の協議等が必要となる。法律上特に
罰則がなければ市独自で罰則を設けることも可能だが、非常にハードルが高いものである。で
きるだけ効果的な手法を考えたいと思うが、今のところ罰則については考えていない。

委員：

他の問題も含めて、強制力がないといつまでも改善されない状況になると思うため、検討し
ていただきたい。

事務局：

ご意見を踏まえ、検討していく。景観計画そのものは誘導を仕掛けていく方針だと考えてい
るため、まず市民や事業者にご理解いただいたうえで、問題の大きいものについてどう
対処していくかということになると思う。空家等については国でも法整備がなされており、強
制力を持った勧告や代執行等の方策も用意されているため、そういったものも考慮しながら対
応していきたい。

委員：

まとめの部分で各地域の地域資源というものがあるが、笠間地区で石切山脈というのはあまり出なかったのか。景観としても、文化的な意味でも価値があるのではないと思う。笠間城址の石垣というのもし出てこないようだが、これも文化的な価値があると思う。また、岩間地区の合気神社は、最初に少し出ているが、文化的には世界的なものであるため、入れるべきだと思う。

太陽光発電施設については、特に笠間地区だが、規格に合っているというだけで許可すると、真砂土であるから、山を削った場合に被害が大きくなる。その辺も考えたうえでの許可等を考えてほしい。

事務局：

景観資源については、問 6 でも選択肢として出てきており、やや高めの評価をいただいているところである。この後に説明する資料 3 の中でも、これらの要素を取り込んだものとなっているため、後程の資料をご覧いただければと思う。

委員：

初めて参加させていただく。農業委員会では、農地がどのような状態か年に 1 度調査しており、耕作放棄地などの状況を全てデータ化して確認作業を行っている。耕作放棄地を具体的にどのように活用していくかを考えていかななくてはならない。

景観計画について、各地区のイメージを大事にして求められる景観を作っていくことは、景観を主体にして、その地区を発展させていくことだと思う。今のままでは、例えば笠間稲荷神社があって、商店街が非常にきれいになってきているが、それだけで今後活性化されていくか。ほかの人から言われて感じているのは、その街が活性化するためには、その街に 24 時間いることができるかどうかである。笠間稲荷神社を中心とした場所であって、旅行者が来て、稲荷神社に行って、夜過ごすことができるか。飲食店や宿泊施設はあるのか。そこで 24 時間過ごそうと思っても、今はできないと思う。そういったことを前提にして、より活性化を考えていく中で、景観を検討してもいいのではないか。

区域については、全ての地域は中々できないと思うため、まずは重点的な地域に絞って計画やイメージを作っていく、地域が活性化する景観計画を策定するのも 1 つだと思う。

委員長：

今後、地区別構想が景観計画の中で出てくるため、その際には是非、地区別で色濃く特徴を出した内容を議論できればと思う。

委員：

次回以降の問題かと思うが、例えば道の駅ができる計画があると思うが、その周辺がどのような景観になるのかについて、道の駅と協議はなされているのか。

事務局：

この会議に先立ち、庁内検討会議で調整しているのだが、そこに道の駅整備推進課は入っていない状況である。ご意見があったため、情報収集等をしながら、計画の中に取り入れる部分があれば対応していきたい。

委員：

常陸大宮市の道の駅は、以前は竹林だった。水害を予防するために作ったものらしいが、手入れされずすごい竹林だった。そこをうまく切り開いて、竹の道を作ったり、竹を使ったイベントを開催している。そういった景観を含めた道の駅にしないと、ただ物売りの道の駅では人が来なくなるので、この考え方を取り込んでもらえればと思う。

委員：

先ほど笠間稲荷門前通りの話があったが、あの整備ができたのは 50 年ぶりである。様々な話が出ては消え、市や市長が力を入れてくれて、やっと話が進んだ。現在は市の補助金などを活用し、5 店舗がオープンし全部流行っており、夜は賑やかになっている。また、今までは神社を出て左側は人がいなかったが、交流館ができたことで導線ができ、今年の正月や昨年の菊まつ

りの時も人が訪れた。今は、その先をどうするかというところを話し合っているところである。整備をしたから人が来ると考えている関係者は 1 人もいない。整備をしてもらったのはハードの部分であり、その後は、地元住民がそれをどう利用するかが活性化ということであるので、今はどのように賑わいを出していくかという課題に取り組んでいる。かさまち考という道路整備の際に発足した委員会をそのまま存続させて、ずっと検討を行っている。笠間朱色の活用も、かさまち考の中で話が出てきたものである。

委員：

先ほど屋外広告物の話があったが、新しい道路ができると巨大な看板が出てくる。新しくできた国道 355 号バイパスの沿道は緑が多くとても良いが、次第に広告物が掲出されていく可能性がある。今の状態をできるだけ続けていくと、夏の時期はとてもきれいな状態だが、目を付ける人は宣伝のために様々なものを作っていくという状況である。のぼり旗も同様である。

委員長：

屋外広告物の制限については、自治体によっては景観計画の中で扱っているところもあるが、別で条例を策定して取り組んでいるところが多い。屋外広告物についても、適宜、市独自の制限を設けて、比較的緩めの県条例より少し制限を強めた形で早期に運用・実施すべきだと思うので、是非検討いただきたい。

協議事項

(1) 景観計画の策定方針について

委員長：景観計画の策定方針について事務局から説明を願いたい。

事務局：（配布資料④を用いて説明）

～質疑・意見等～

委員：

笠間市の景観まちづくり基本方針の「1. 豊かな自然や山並みが形成する景観の保全・活用」の文中で”雄大な景色”とあるが、笠間市の場合は里山の美しさを強調すべきである。

新しく開通した国道 355 号バイパスに法面があり、緑が素晴らしいという話が出たが、今のまま放置すると特定外来生物が繁殖してしまう。そうならないためには、地元の植物で緑化する等早く何らかの手を打たないといけない。

委員長

基本方針のところで、里山の魅力について強調する形で加筆修正していただければと思う。また特定外来生物等については、地域別構想にて具体的に考えていければと思う。

委員

看板などを設置する場合、許可申請は市で対応できるのか。

事務局：

市内に掲出する場合は、市が許可することになっている。

委員長：

補足すると、現在、笠間市では、茨城県の屋外広告物条例に基づいて許可・届出の運用をしている。それをもう少し強める形で市条例を策定し運用することで、きめ細かい指導などの対応ができるため、市独自の条例を検討し、強めるところは強めるべきである。

委員

市外や県外の広告と市内の企業の広告の場合、審査の項目などで違いはあるのか。市内の企業が優先して許可されるということはあるのか。

事務局：

市外の企業が掲出する場合でも、笠間市内の土地に建てるのであれば笠間市の許可となる。審査項目に違いはなく、要件を満たしていれば許可が下りる状況である。

委員：

課題として、若い世代が笠間市の景観にあまり魅力を感じていないということがあるが、発信の方法は非常に難しいと思う。若者をターゲットにするなら、市報に掲載しただけでなく SNS など若者が多く使っているようなものを活用するなどの方法も考えたほうが良い。

委員長：

アンケートで 60 歳以上の回答者が多かったということも一因であり、市の広報誌で情報を得ている人が多いという結果が出ているのだと思う。若い人を巻き込みながら、時には SNS 等を活用しながら進めなければいけないと思う。是非心がけていただきたい。

委員：

景観まちづくり基本方針の「4. 市民と共につくりあげる持続的な景観まちづくり」については、どういう形で進めていくのか。

事務局：

具体的な施策はこれからの部分もあるが、景観計画策定の段階から地区別の計画を検討する際、地域ごとに説明会を実施する中で周知・啓発をする。特に若い方向けというのは、参考資料 1 で調査したものもあり、この中に地域の風景に触れるような機会を取り込んでいくということが考えられる。また、かさまち考のような素敵な取り組みも周りに広げていくということも考えられる。

委員：

地域によって様々な団体を作って色々な取り組みを行っている。景観というのは非常に幅が広いので、地域の団体がどのような取り組みをしているのかということも含めて進めていったほうが、実効性がある。

事務局：

先進的な取り組みがあり、今のところネットワーク化されていないという現状もあるため、情報交換できる場というのも大事にしていきたい。

委員：

参考資料 1 のように、いろいろと取り組んでいると思うが、学校は今、非常に忙しく、先生方に新しいことを提案するのは非常に酷なことだと思う。笠間市の自然・景観を知っていただくためには、環境アドバイザー等を小中学校の先生方に紹介できるよう、外部の人材を庁内の関係部署から聞いて、各学校に伝えるようなシステムを作ってはどうか。県内版はあるので、笠間市版を作ってはどうか。

事務局

参考にさせていただく。今後、具体的な施策を考えていく中で、庁内でも幅広く検討するので、実現性も含めて議論させていただければと思う。

委員：

市内の NPO 法人は色々な取り組みをしているため、取り組みのスピードという点では非常に信頼性のある団体だと思う。そういうところにも声をかければ、実効性も伴ってくると思う。

委員：

都市再生推進法人というものがあるが、今回の景観計画は関係があるのか。市と推進協定などを締結して、ある程度公的な意味合いを持たせていくと、進み具合も違うと思う。

事務局：

都市再生推進法人やまちづくり株式会社など様々な取り組みをされていると思うが、景観の

面でどういう活用が可能か確認する。

委員：

景観の整備というのはいろいろな面があるが、活性化と捉えたとき、駅前などでシャッターが下りているところの景観というのを見るに堪えない。この辺りも含めてということになると、商業者など直接携わっている人たちの意見というものが大切になってくる。こうした団体等との意見交換も進めていただきたい。

委員長：

組織化やそれらを動かしていく仕組みについても景観計画に盛り込む動きが高まっている。全国的に見ると今回の景観計画は後発となるため、是非、組織運営や専門家派遣の手法なども含めて、具体的に検討をお願いしたい。

委員：

太陽光発電施設や屋外広告物は、根本的にその土地の所有者に利益が発生するため行われるものである。笠間市の景観は素晴らしく、この景観を守るためには自分の土地が必要なのだということをもっと市民が自覚しなければならない。アンケート結果にも景観への関心が薄いところがあるように、笠間市に住んでいる人にとっては当たり前前の景色になってしまい、素晴らしさに気付いていないのだと思う。フォトコンテスト等もやっていると思うが、もっと気軽に投稿できるようにするなど、自分の住んでいるところは素晴らしいということに気が付かないといけない。

委員長：

住んでいる人や子ども達はなかなか気づかず、当たり前前のものだと思っていることが多いので、外部の視点で、外から来た人がどう思うのかという意見交換などを行いながら、市民や若者を巻き込んで、今後の笠間市を考えていく機会は非常に重要になってくる。方針4と併せて具体的に考えていただきたい。

委員：

素晴らしい景観という話で、これまで高速道路の話が出なかったが、友部から笠間方面へ向かっていく時に、山並みの素晴らしさは安達太良のようだと言ってくれた方がいた。また、道路里親制度で雑草を伐採したときに、運搬は市で受け持ってくれた。こういった状況の下できれいにしている。方針4についても、手法によっていろいろな関わりがあると思うが、十分できるものだと思っている。

委員：

魅力や価値観というのは、市内外の人で物差しが違うと思う。市民の意識付けも大事だと思うが、例えば愛宕山にしても、笠間稲荷神社やほかの観光地でも、市外から来ている人が多くいる。そういった人達に対して、笠間市全体のどこに魅力を感じているかというリサーチをする必要があると思う。そのあたりはどう考えているのか。

事務局：

庁内検討会議にはそういった分野の担当課も入っているため、アンケートの実施等も考えていきたい。自分たちではなかなか気付かない魅力もあるので、外から見て、笠間市のどこが良いのかということをもっと市民にも知ってもらうことも重要であるため、そのような機会を設けることも含めて担当課と検討したい。

委員：

観光課で発行している「笠間ファンクラブ通信」はかなりの人数に送っているのですが、対象者に対して、笠間の魅力を発掘してもらうのはどうか。

事務局：

ほかにも笠間ラインガルテンの利用者など、市外の方からいろんな意見をいただく機会もあると思うので、アンケート等を実施させていただければと思う。

委員：

私自身も県外出身であり、頻繁に水戸からやってくる人もいる。理由を尋ねると、水戸とは違う良さがあるという。また、クライנגルテンを利用し、期限が過ぎても、そのまま笠間に住んでいる人が何人もいる。そういう方々にアンケートをとって、どこが良かったのかということ、もう少し地元の方が知るべきである。外から来た人にとっては、非常に貴重なものでも、地元の人はずっと見ているから当たり前だと思っている。そうでないと気付くためには、外から来た人に伝えてもらわないといけない。外から来た人の意見を聴取して、それを広報誌や SNS 等に掲載しながら、特に若い世代に向けて知らせることが必要である。

委員：

アンケートが 1200 通発送ということだが、これは市が調査するときは同規模で実施するのか。

事務局：

調査内容によって様々であるが、統計学的には 400 程度のサンプルが集まれば、かなり信憑性があると言われている。回答数が 300 となっているが、それでも統計学的にはかなり信頼の置ける、市域全体の答えとして扱うことのできる数になっている。他の笠間市の調査を見ると 4 割～5 割の回収率というのも多くあるため、それらと比較してもやや関心の低さが伺える。今回も回収数を 400～500 程度集める目標で、1200 という分母になっている。

委員長：

本日いただいた意見については、地域別構想や具体的な施策を考える際に議題として挙がってくると思うので、是非、検討して盛り込んでいただきたい。アンケートの内容も、具体的な地域について考える際に必要となるため、フィードバックして考えていただければと思う。

また、補足として、このアンケートの内容で問 9 以降の設問について、笠間・友部・岩間等の地域別で特徴が出ているものがあれば、地域別構想に盛り込んでいただきたい。

以上で本日の議論を終了させていただく。